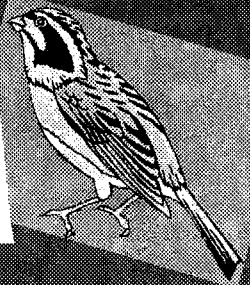


STOP! THE YANBA DAM



ハッ場ダム 証言台に立ちました！ 住民裁判で

今年で5年目の住民訴訟もいよいよ大詰め。東京、群馬は既に結審し、千葉も近い内にと予想されます。

これまで長い道のりでしたが、最大の山場は昨年2度行われた証人尋問でしょう。8月26日の1回目の証人尋問で、なんと私が証言することに・・・

「千葉県とハッ場ダムの関わりを、主婦の視点でぶった切って欲しい」と中丸弁護士から言われ、「主婦の視点」には大いにひっかかったものの、議会で得た情報を通して県の施策を問いただすことは県議として当然の責務と感じ、二つ返事で承諾しました。

以下、陳述書に書いた内容を紹介します。

◆ 利水 — 水は余っている! —

水道用水に関しては、現在の県保有水源は256万 m^3 /日もあり、実際の供給量より、ハッ場ダム3つ分(48万 m^3 /日)上回っているのだから、これ以上ダムは必要ないことを指摘しました。また、工業用水では保有水源の6割しか使われていないことに着目。4割近くも水が余っているのに、5%にも満たないハッ場ダムがなぜ必要なのか、企業庁の現実離れ度にはあきれ果てます

◆ 治水 — ハッ場ダムの効果は分からない! ? —

昨年予算委員会で、「遠くのハッ場ダムよりも、県内利根川流域の脆弱な堤防改修を急ぐべきではないか」と質問したところ、「早期に効果が期待されるダムを完成させる」という相変わらずの答弁。「そんなにハッ場に固執するなら、ハッ場ダムによって千葉県はどれほどの治水効果を受けるのか」と質問。すると「千葉県の治水効果はまだ算出されておりません」という驚くべき回答が! なんと千葉県は、効果も分からぬ事業に巨額の負担金を支払い続けているのです。

◆ 千葉県の財政 — これ以上首が回らない! —

沼田県政時代にバブリーな公共事業を行った結果、県の借金は膨れ上がり、08年度で合計3兆7350億円。赤ん坊まで入れて県民一人当たり62万円強です。貯金はとくに底をつき、自治体財政の健全度を示す「経常収支比率」は、07年度ついに101%となり、医療や福祉など住民サービスにしわ寄せが起きています。こんな時こそ、ハッ場ダムのような巨額の国直轄事業からは撤退すべきと訴えました。

◆ 法廷でのやりとり

当日は中丸弁護士の華麗なるリードに身を任せ、なるべくゆっくりと陳述。後日「意外にしっとりとした受け答えだった」とお褒め(?)の言葉をいただき、複雑な心境です。超満員の傍聴席からは、私の一言一言に「そうだ」と頷く声が聞こえ、大変心強い応援となりました。皆さま有難うございました。(千葉県議会議員 大野博美)

CONTENTS

- ▶ ハッ場ダム住民裁判で証言台に立ちました…………… 大野博美
- ▶ ハッ場ダム訴訟4周年報告会を終えて…………… 入江晶子
- ▶ ちば弁護団かたる 第4回…………… 植竹和弘
- ▶ 市民の権利を認めない千葉県代理人…………… 中村春子
- ▶ 現地は、今…………… 渡辺洋子
- ▶ 国有林「鬼泪山(きなだやま)」から山砂を取る。エッ また山が消える…………… 井村弘子
- ▶ 最新情報～メディアレポート
- ▶ お知らせ
- ▶ 編集後記…………… 服部かをる
- ▶ 次回裁判日程
- ▶ ハッ場ダムをストップさせる千葉の会について

vol. 9

ハッ場ダムをストップさせる千葉の会

代表: 中村春子・村越啓雄

住所: 〒285-0825 千葉県佐倉市江原台2-5-29

電話 & ファックス: 043-486-1363

Eメール: yanbachiba@gmail.com

ウェブ: <http://yanbachiba.blog102.fc2.com/>

第9号 2009年2月10日発行

ハッ場ダム訴訟 4周年報告集会 を 終えて

昨年11月30日、「ストップハッ場ダム住民訴訟4周年報告集会」が日本青年館(東京神宮前)で行われました。

集会直前の11月25日、東京地裁での結審では原告側最終書面の陳述があり、改めて原告弁護団の力量、そして志の高さを誰もが実感した法廷となりました。

その熱気覚めやらぬまま、1都5県の原告たちが会場に駆けつけ、250席の会場がほぼ満席に。

各地からこの1年間を振り返っての裁判や運動について報告があり、裁判の山場を迎えて気迫に満ちた集会となりました。

提訴から4年目を迎えた今回のゲストは田中康夫さん。



『「脱ダム宣言」は、脱ムダ宣言』と題し、公共事業と官僚の天下り問題、地域を活性化する方法など様々な切り口から語っていただきました。

「自然の保水力で洪水を防ぐ森林整備が目標の3分の1程度しか達成されていないのに、首都圏の治水を目的にしたハッ場ダム建設に8800億円も投入するというのは効率が悪い。

一度決めた事業はやめられないというのではなく、『ダム→ムダ』というUターンの発想が求められている。行政サービスについては縮み思考になるのではなく、発想の転換が必要』という話が印象に残りました。

全体弁護団事務局長の広田弁護士からは、「4年間の訴訟の軌跡と裁判の意義」について報告がありました。



臨場感たっぷりに語る広田弁護士

被告である都県の主張は、

①本件は「政治的課題」であり、「司法判断」の対象でない。

②ダム建設の権限は国にあって自治体にはないので、国の決定に逆らえない。

③住民訴訟は「財務会計行為の違法性」のみが対象

になるので、ダム建設の是非を問うものではない。

④従って、ダム建設の違法性を明らかにするための証拠調べは必要がなく、書面のやり取りで十分である。

当初はこの「財務会計論」という厳しいハードルを乗り越えることが厳しいことから、裁判所に門前払いされる事態も予想された。

しかし、裁判所は実質的な審理に踏み込む判断をし、原告側は専門家の協力を得てあらゆる論点からダムの違法性について科学的に論証してきた。

この裁判を通じて

①行政のいい加減さ、役人の無責任・不誠実な体質

②日本の民主主義、地方分権、情報公開の未熟さが明らかになった。これに対する原告ら市民運動の質や志の高さは比べものにならない。

この裁判はダム建設を止めるかどうかだけではなく、「国のかたち」をつくる「人の質」という問題である。

と締めくくられました。

千葉地裁でも結審の期日が近づいています。

弁護団と共に私たちも「裁判史上に残る歴史的な判決」を勝ち取ることができるよう、最後までこの闘いに力を尽くしていきたいと思っています。

入江晶子



熱弁をふるう高橋弁護団長

ちば弁護士かたる【第4回】

植竹和弘さん

1 生い立ち

1953年、相撲で有名な東京下町の両国生まれです。毎日のようにお相撲さんを見ながら成長しました。その頃は、親方が日本各地からスカウトしてきた将来有望な中学生を相撲部屋に住み込ませ、部屋から学校に通わせることが許された時代でしたので、私が通っていた両国中学には各クラスに2~3名の力士の卵がいました。彼らは、勉強の方は余り得意ではありませんでしたが、運動神経は抜群で、100kgを優に超える体格にもかかわらず、100mを12~3秒台で走るのです。運動会は圧巻で、騎馬戦や棒倒しなど、私たち一般生徒は怖くて逃げ回っていました。

中学の1年後輩に、日本相撲協会の前理事長であった横綱北の湖がいます。もっとも彼は私が卒業した次の年に転校してきたので、実際に会った事はありません。私が司法試験に合格した年に、彼は横綱を引退しました。司法研修所での最初の自己紹介の時に、北の湖が中学の1年後輩であることを話し、「北の湖は相撲取りとしての人生を終えましたが、私の法曹人生はこれから始まります。」と挨拶したことが思い出されます。

2 弁護士になったわけ

将来弁護士になるなど思ってもいませんでした。高校では理数系クラスでしたので、大学は理学部化学科に入学しました。卒業後はどこかの研究所にでも就職するんだろうと漠然と考えていましたが、偏微分だとか偏積分など高校の数学とは比べものにならないような数式を勉強させられ、こんな数式を相手に一生を過ごすのは嫌だなあーと思い始めた頃、司法試験の受験をしている先輩の話聞き、生身の人間相手の仕事をする弁護士の方が面白そうに思え、理学部から法学部に転部しました。以後、ほぼ独学で、長いことかかりましたが1987年に司法試験に合格し、1990年4月に千葉



【正義の女神】
目隠しは彼女が前に立つ者の姿を見ないことを示し、貧富や権力の有無に関わらず万人に等しく適用されるべき法の理念を表す。(Wikipedia)

県弁護士会に登録しました。

3 弁護士になってから

1988年4月~1990年3月まで司法研修所で2年間、弁護士になるための研修を受けましたが、その頃は丁度、天皇の代替わりの時期でした。昭和天皇の下血騒ぎから新天皇の即位に向け、マスコミでは新天皇の即位の礼・大嘗祭という国家神道儀式の大宣伝が行われていました。研修仲間で、こんな憲法20条の政教分離原則に違反する事を黙っていいのかという声上がり、弁護士になったばかりの新米にもかかわらず、10名位の仲間で「即位の礼・大嘗祭違憲住民訴訟」を始めました。その裁判は最高裁まで行って住民敗訴で終わりました。政教分離裁判をやった事から、小泉元首相の靖国神社参拝に対して、千葉でも「小泉靖国参拝違憲訴訟」が提起さ

れ、弁護団事務局長として従事しました。小泉靖国参拝違憲訴訟は全国6つの裁判所で争われましたが、福岡地裁・大阪高裁で違憲判決がでたものの、千葉訴訟は敗訴でした。こんな経歴から「趣味提訴、特技敗訴」というニックネームを頂戴することになりました。

4 ハッ場ダム訴訟について

千葉県弁護士会では公害対策・環境保全委員会に長く所属しており、ゴルフ場開発反対、三番瀬埋立反対、県内の産廃処分場開設反対の運動に関与してきた関係から、ハッ場ダム訴訟にも関与することになりました。この訴訟は、環境系弁護士とオンブズ系弁護士が協同する新しい弁護団が担っています。千葉県の無駄な公共事業(千葉に限らないか)を止めさせ、環境破壊を止めさせる大切な意義をもった訴訟です。「特技敗訴」という不名誉なニックネームを返上させるためにも、住民の皆さんと弁護団とで力を合わせ、是非とも勝利したいものです。

市民の権利を認めない千葉県代理人

“そもそも裁判の始まりから、被告側・伴弁護士は、

「国の政策に対して住民がとやかく言う権利はなく、この裁判は住民訴訟の対象にはならない」

と、すぐにでも打ち切ることを求めている・・・”

この裁判も提訴から4年、6都県のうち東京、水戸、前橋が最終弁論を終えた。

千葉裁判も17回の弁論を終え、研究者、専門家の証言、何回もの現地調査、情報公開などによる膨大な資料の分析により、八ッ場ダム「ウソ」がはっきり見えてきている。

しかし、千葉の場合まだまだ結審にはならない。原告側証人尋問に対して、被告千葉県の代理人である伴弁護士はその場で反対尋問をいっさいしない。反対尋問権の放棄をしながら、後から国の意見書として反論を出すなど数々のルール違反をしてくるので、その対応をしなければならないからだ。ひとつが裁判長も認めている国土交通省関東整備局長菊川氏の証人尋問。

もうひとつは、6月から証人申請をしている堂本知事に対する尋問。ダム建設計画による環境破壊・アセスメントの不備について・生物多様性に関しては専門家としてどう考えるのか。また地方公共団体は「最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」と定めた地方財政法に違反した違法行為であることの認識を問わねばならず、これも残っている。そして7月の原告側証人である嶋津さん、県議で日々官僚の「あいまいさ」や「ごまかし」を実感している大野さんに対して、その場で反対尋問もせず後から認識が低いと素人呼ばわりをした書面を出しているが、それに対する再反論もしなければならない。だからまだ千葉は終わるわけにはいかない。

民主主義がない

それなのに、千葉県は昨年12月26日、早く裁判を終えるようにと「弁論終結の上申書」を裁判所に出してきた。そもそも裁判の始まりか

ら被告側伴弁護士は「国の政策に対して住民がとやかく言う権利はなく、この裁判は住民訴訟の対象にはならない」とすぐにでも打ち切ることを求めているが、裁判所の主導で原告の「八ッ場ダムはムダな事業だ」が裁判の主題になってきたのであった。上申書には

①実体審理を経るまでもなく終結されるべきもので、原告にご理解いただくために説明してきた。(裁判に値しないのに付き合ってきた?)

②原告が主張している国側の証人と知事への証人尋問は訴訟遅延を目的とした攻撃的防衛方法である。(こちらの書面はずっと前に出ているにもかかわらず伴弁護士がその場で反対尋問ができなかったからであり、知事は生物多様性を自らの政策として誇っているのだから公の場で発言すべきである。)

③今まで出したお金がムダになる、原告は県に対して損失を被れとしている。(今止めなければもっと巨額なムダになり、取り返しのつかない環境破壊と多大な負債と水道料金の負担など次の世代に大きな負の遺産を残すことになる。)そして極めつけは、

④県民615万人のうち、行政を左右する正統性や権限をもっていない(たかだか)51人の原告が国の事業の責任者や知事呼び出し、行政執行を糾弾しようなど誇大妄想だ。とまで言っている。いったいいつの時代の話か、民主主義はどうしたのか。主権者は住民である。民主主義の執行者である行政の言うべき言葉ではないことを弁護士である伴氏も県知事ほか県職員は分かっているであろうか。この発言は許せる話ではないと思う。

原告側弁護団は全体で38人、忙しい中皆手弁当であるが、伴弁護士は訴訟手付金として千葉県だけで被告1人300万、3人だから900万円を得ている。だからきっと姑息な手段、アンフェアの限りをつくして県に誠意を尽くしているのか、原告は納税者でもある。行政の代理人にしては品位がなさすぎる。

中村春子

今 現地は、

“ダムは嫌い
けれど、生活が立ち
行かなければどうにもならない”

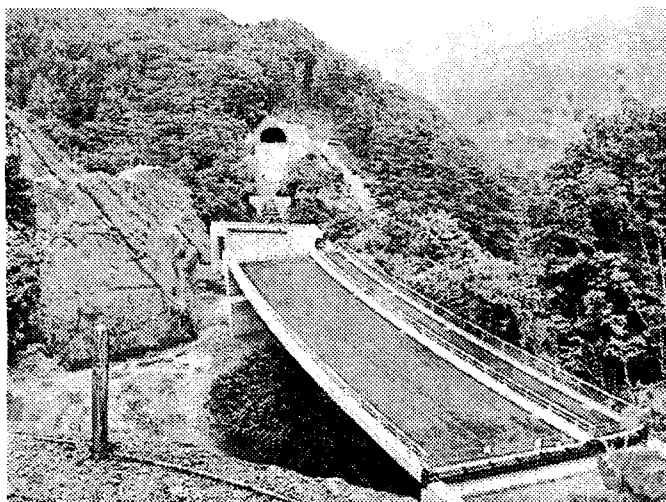
八ッ場ダム反対の機運が盛り上がる中、ダム推進側による“地元の要望”を前面に出す作戦が、このところ顕著になっている。

昨年12月、群馬県庁ではダム推進陣営を総動員した決起集会が開かれた。

参加者は、県議会の与党全議員、地元周辺自治体の執行部、水没予定地の役員、そして関東地方整備局の部長、現地事務所長ら国交省職員、副知事をはじめとする県庁職員だった。

年が明けて1月、地元選出の小淵優子大臣が現地視察を行った。

こうしたダム推進の大合唱にもかかわらず、ダムの関連工事は大幅に遅れている。



二車線の付け替え国道

国交省は本体工事の入札を開始したが、本体着工の前提である付け替え国道・鉄道の建設、水没予定住民の代替地は、完成の見通しが立っていない。

小淵大臣は付け替え国道建設を目指す上信自動車道建設促進期成同盟会の会長でもある。

付け替え国道の建設はダム関連事業の目玉として1996年に始まり、来年度完成の予定だが、進捗率は6割に達していない。

しかも進捗率の計算は、着工のみで完成済みでない区

間も含むため、実態は5割以下とされる。

工事遅延は地質や計画の杜撰さなどによるものだ。

川原湯では一般住宅の代替地への移転が始まったが、温泉街再建のメドは立っていない。

「地元はダム推進」といわれるが、地元の状況は複雑だ。



川原湯温泉街代替地 造成工事現場

現地を見れば、自然が傷ついていることは一目でわかるが、地元の人には「心の破壊」「人間関係の破壊」がより深刻だという。

ダム計画の長い歳月を経て、地元は今や国交省の植民地と化している。

代々住み暮らしてきた土地、心を育ててきた自然を破壊し、悪行のかぎりをつくすダム行政の只中で暮らしている人々の怒りが表立って語られることはない。

八ッ場にカギらず、ダムに故郷を奪われた人々の悲しみ、怒りが、その人々自身によって語られたことは、今まで殆どないのではないだろうか。

「ダムは嫌い。けれども生活が立ち行かなければどうにもならない」

ダムを中止して、その後、国はどのようにしているのか、野党の政策が見えないのが不安だ、という声をよく聞く。

計画から57年目にして、八ッ場は大きな転機を迎えようとしている。

ダムに関わりがありながら、地元の人々の犠牲に目を向けてこなかった都市住民の側から、ダム中止後の生活再建支援への政治の取り組みを求める必要があると思う。

八ッ場あしたの会 渡辺洋子

きなたやま
国有林『鬼泪山』から山砂を取る
エッ、また山が消える!



マザー牧場のそばの浅間山が山砂とりでつぶされたと思ったら、こんどはすぐ隣の鬼泪山をつぶし、山砂、1億立方メートルを50年がかりで首都圏に運ぶという。

国有林は県民の財産、51億のお金になるというが、50年後に何が残るといのか、自然を金に換えて住民は果たしてそれで幸せかと聞きたい。

とった後には植林をするというが、他の山砂採取の跡地に植えた木はみな枯れている。森にしても山にしても何百年、何千年かかってその形ができたもので「とりました」「はいできました」というわけには行かないことは周知のこと。

大体この話は平成20年9月3日にきなだ国有林同業会その他産廃業者の請願書が審議委員でもある県議4名をとおして、県議会に出されたことから始まった。県には土石採取対策審議会というのがあってその審議会で通れば鬼泪山の山砂採取は決まるという。委員のメンバーは、学者4人、県議5人、業界から5人、商工労働部長と15人で、自薦、他薦で、8月には任期が終わるといふ。

先日、1月27日第1回の土石審議会が県庁のそばの自治会館で開かれた。120人傍聴ができるということだったが、会場にはなんと160人も傍聴者が集り、立ち席までできた。

1回で決まることではないのだが、国有林を守ろうとあちらこちらからたくさんの方が集まった。富津から選出の吉本議員は「山砂採取のあとに残土をいれろとか、飲み水がなくなるとか、そんな風評で被害を受けている」といっていたが、何が風評だとみな憤慨して聞いた。ほんとのことではないか。第2回の審議委員会は現地見学とか5月頃とかまだ日は未定でした。

業者がちばぎん総合研究所に委託して作らせた鬼泪山国有林の山砂採取の調査報告書が土石審議会に提出されていたが、地場産業優先という業者よりの見解ばかりのっていて、環境保全の視点はゼロ。とても「資料」の名前には値しない。

道路にも空港にも、また建築にもよいコンクリート作りのための山砂取り。50年後、それよりない千葉県の未来はあまりにも暗い。みなで鬼泪山を守り明るい未来を作りましょう。

残土・産廃問題ネットワーク・ちば 井村弘子

2月24日、お出かけください ハッ場ダムをストップさせる千葉の会

◆ 第18回裁判 2月24日(火) 11:00~

千葉地裁301号法廷 口頭弁論

昨年11月、群馬地裁の裁判官がハッ場を訪れた「現地進行協議」の様子を映像で説明します。傍聴席を満席にし、県民の関心の高さを示しましょう!

■ 総会 2月24日(火) 裁判終了後、11:40頃

場所 弁護士会館

結審を目前にした今後の運動の展開について、活発な意見交換をしたいと思います。大勢の皆様の参加をお待ちしております。

MEDIA REPORT CLIPPING

ハッ場ダム訴訟

裁判長ら現地視察

原告・国の説明聞く

長野原町の吾妻川に計画されているハッ場ダム建設をめぐる住民訴訟が山場を迎えている。年明けの結審を控えて、前橋地裁の松丸伸一郎裁判長ら3人の裁判官が4日、現地入り。ダム本体の建設予定地などを約1時間半かけて視察した。

視察には、ダム建設にかかわる公金の支出差し止めなどを求めて提訴した原告側の市民団体「ハッ場ダムをストップさせる群馬の会」(鈴木庸事務局長)の関係者10人と、ダム建設を計画している国土交通省関東地方整備局の職員など10人も同行した。

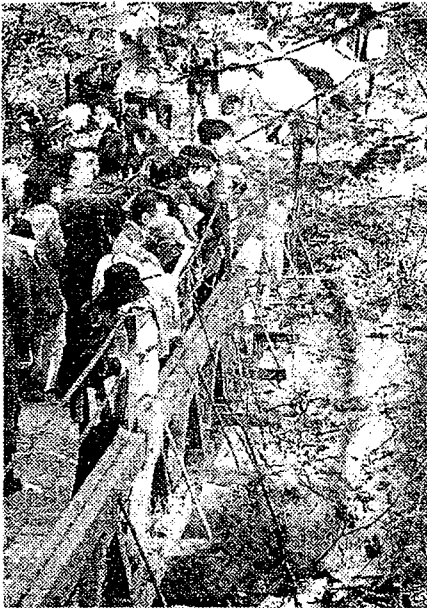
「不要なダムをつくることで、『関東の耶馬溪』と称される景勝地まで失われる」と訴えている吾妻渓谷や、地盤がゆるくて地滑りを起こしている「二社平」を見て回った。ダム建設を進めても弊害しかないとする原告側の説明を聞いた後は、ダム本体の建設予定地を訪れ、国交省側から「地盤の強度は十分で建設に問題はない」との説明を受けた。

この訴訟は04年11月、ハッ場ダムをストップさせる群馬の会が前橋地裁に提訴。県を相手取り、「治水・利水ともに不必要なハッ場ダム建設に公金を支出するのは違法だ」として、支出差し止めなどを求めている。来年1月23日に結審する予定だ。

松丸裁判長らは、原告側が

「不要なダムをつくること

「不要なダムをつくること



原告側が「ハッ場ダムの建設で自然破壊が起きる」と主張する吾妻渓谷を視察する一行。長野原町

ハッ場ダムは、総事業費約4600億円とされる国直轄の事業で、ダム建設にかかる費用としては国内最高額。総事業費のうち約2660億円は、治水・利水の恩恵を受けるとされる下流域の1都5県が応分の負担をする。県の負担額は約175億円。東京、埼玉、千葉、茨城、栃木の1都4県の各地裁でも、市民団体などが同様の訴訟を起している。

↑「上毛新聞」 2008.11.5発行

←毎日新聞群馬版 2008.4.18発行

長野原町で建設が進むハッ場ダムの総事業費に占める本体工事費の割合が、当初の23%から2度の計画変更を経て、9%に低下していることが分かった。もともと付け替え道路などの付帯工事や水没地区の住居に対する補償が膨らんだうえ、計画の見直しに伴い水をせき止める「堤体」をスリム化したことなどが要因だ。他のダムに比べて際だって低く、関係者からは付帯工事の異様な膨張と同時に安全性を問題視する声も出ている。【伊澤祐也】

ハッ場ダム 膨らむ事業費

1986年度の当初で13%に低下した。計画では総事業費は2110億円。内訳の大半は延長し16年度完成とした今回の計画変更で、本体工事費を4299億円にまで圧縮。最も大きな減額の対象となったのは本体のコンクリート工事を示す「堤体工」で、124億円も減らした。一方で「測量・試験費」は80億円、「引管費」は60億円増額したが、本体工事費は613億円と1.2倍に膨らんだ。このため、本体工事費は総事業費

本体工事費わずか9%

お知らせ

●ハッ場ダムをストップさせる千葉の会 総会

日時 2月24日(火)裁判終了後、午前11時40分頃から

場所 弁護士会館

*結審を目前にした今後の運動の展開について、活発な意見交換をしたいと思えます。ぜひご参加下さい。

●見直そう! ハッ場ダム つくろう! 生活再建支援法

日時 2月28日(土)午後2時~4時

場所 日本教育会館 901会議室

参加費 500円

共催 ハッ場ダムを考える1都5県議員の会
ハッ場あしたの会

後援 公共事業チェック議員の会

*野党各党からダム中止後の生活支援法の案を発表してもらい、政治の場でどのように動きを作っていくか、市民と意見交換します。

●マエキタミヤコさんのやんばワークショップ

日時 3月22日(日)午後1時30~4時30分

場所 ECOとしま 地階展示場(JR池袋駅東口徒歩8分)

ゲスト マエキタミヤコさん(コピーライター、クリエイティブ・ディレクター)篠健司さん(パタゴニア日本支社 環境NGO助成担当)

*キャンドルナイトの仕掛け人=マエキタさん、あしたの会の強力なサポーター=篠さんを指南役に、ハッ場の運動をバージョンアップする新感覚の手法を一緒に考えませんか?

編集後記

いよいよ大詰めを迎える裁判。これまで多くの方々が会費やカンパで運動を支えてくださった。傍聴の呼びかけにも応じてくださり毎回傍聴席はほぼ満席。

それだけこのハッ場ダム建設のおかしさに憤りを感じている人が多いということではないだろうか。幹事会ではハッ場ダムの問題を広く知ってもらおうと、年2回このニュースを発行してきたが、少しは役割を果たせたかと思う。

また、弁護団の皆様には感謝感謝である。1都5県全体で35人、千葉だけで8人の弁護士さんがお忙しい中、手弁当で奮闘してくださっている。膨大な資料を読み込み、議論し、書面をつくり、時には勉強会をもち、現地調査を行い、裁判に臨む。なんとかハッ場ダム建設を阻止し、国の政策の間違いを正したいという熱い思いが伝わってくる。

勝っても負けても、高裁、最高裁と続く。みなさん、末永くお付き合いを! ニュースについてのご意見やご感想、投稿も大歓迎です。
(服部かをる)

各地の裁判日程

千葉県 2月24日(火)11:00~

千葉地裁301号法廷 口頭弁論

昨年11月、群馬地裁の裁判官がハッ場を訪れた「現地進行協議」の様子を映像で説明します。傍聴席を満席にし、県民の関心の高さを示しましょう!

埼玉県 2月25日(水)15:00~

さいたま地裁105号法廷 口頭弁論

栃木県 3月12日(木)11:00~

宇都宮地裁302号法廷 口頭弁論

群馬県 6月26日(金)10:00~

前橋地裁21号法廷 判決

ハッ場ダムをストップさせる千葉の会について

「千葉の会」とは?

2004年9月、千葉県に対し住民監査請求を行う請求人を募集した際、その取りまとめを行ったメンバーにより発足されました。

関係6都県にも同様の会があり、ハッ場ダム建設事業を中止させることを目的に、情報交換しながら共に活動中。この6団体の連合体が「ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会」です。

入会のお誘い

この裁判を勝ち抜くためには大勢の力が必要です。「千葉の会」に入会し、ぜひ継続のご支援を下さいますようお願いいたします。

会員の皆様には裁判期日やイベント情報などを掲載した会報をお届けしています。会費は1口1,000円、何口でもOKです。ハッ場ダムをストップさせるまで一緒にがんばりましょう。

★緊急カンパのお願い★

また、今年度は財政的な余裕がなく、皆様のカンパなくして運営が難しい状況です。どうぞご協力のほどよろしくお願い致します。

*会費・カンパは下記の郵便局口座にお振り込み下さい。連絡経費節減のため、通信欄にはFAX番号やメールアドレスもご記入下さい。

ハッ場ダムをストップさせる千葉の会
振替 00120-5-426489